

JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査アイテム (案)

項目、現行ガイドライン条文	調査アイテム	(参考)運用面の見直し結果報告(2015年4月)
序		
I. 基本的事項		
1.1 理念	(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発協力大綱等の政府方針、持続的な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理 	
1.3 定義		
1.4 環境社会配慮の基本方針		
1.5 JICA の責務	(第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認) <ul style="list-style-type: none"> ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認 	
1.6 相手国政府に求める要件	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	
1.7 対象とする協力事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理 ● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理 	第 3 回 運用見直し WG 提言 【PPP F/S 等へのガイドラインの適用】 <ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 (PPP インフラ事業) と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 ● その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件 (カテゴリ A 案件) は実施しないことを明らかに示すこと。
1.8 緊急時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等) 	第 9 回 運用見直し WG 提案 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 <ul style="list-style-type: none"> ● 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 ● 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 ● これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 ● 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。
1.9 普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理 	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	
II. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認 ● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等) ● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認 	
2.2 カテゴリ分類	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果、根拠の整理 ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● スクリーニング様式の提出状況 	
2.3 環境社会配慮の項目	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	
2.4 現地ステークホルダーとの協議	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAと相手国等による協議状況確認 ● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認 	
2.5 社会環境と人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 ● 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認 	
2.6 参照する法令と基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無 ● 世銀のセーフガード政策からEnvironmental and Social Framework(ESF)への変更点の整理 ● 世銀ESFと現行GLの相違点 ● ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理 	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	<ul style="list-style-type: none"> ● 助言委員会の開催実績整理(運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む) ● 環境レビュー時の助言対応状況確認 	
2.8 JICAの意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意文書における合意状況確認 ● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理 	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A	
III. 環境社会配慮の手続き		
3.1 協力準備調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 ● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等) 	<p>第5回 運用見直しWG提言 【代替案検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。(運用見直し時の提言)
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 ● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 ● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 ● モニタリング結果の受領、公開状況確認 ● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 ● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因(GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認。 ● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 ● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 	<p>第11回 運用見直しWG提言 【エンジニアリング・サービス借款】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮ガイドライン3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の2.に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	
3.4 開発計画調査型技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 	<p>第5回 運用見直し時の提言 【戦略的環境アセスメント】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。 ● SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。 ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。
別紙		
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 	<p>第8回 運用見直しWG 提言 【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。 ● 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。 ● 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。 ● 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 ● 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。 <p>第7回 運用見直しWG 提言 【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。 ● プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 ● プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） ● プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。 ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。 ● 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 ● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 ● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 ● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 	
対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 ● 上記以外は2.8にて確認 	
検討する影響スコープ	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 ● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	<p>第4回 運用見直しWG 提言</p> <p>【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。 ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。 ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。 ● スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。 ● JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。 ● サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。 <p>第5回 運用見直しWG 提言</p> <p>【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT (Mitigation)）等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。 <hr/> <p>第1回 運用見直しWG 提言</p> <p>【不可分一体の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。 ● JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。 ● 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。 <p>【派生的・二次的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the

		<p>project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.” の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 ● 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。 <p>【累積的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 ● 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 ● 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えべき。
<p>法令、基準、計画等との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 ● 上記以外は 2.6 にて確認 	<p>【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。 ● まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にするべきである。 ● 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。 ● 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。 <p>【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)における事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。 ● 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。) ● 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。
<p>社会的合意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法(住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者(人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認 ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が 	<p>第 4 回 運用見直しWG 提言</p> <p>【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。(具体的には下記の提案がなされました。) ● ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。 ● ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安

	<p>十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<p>を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意すべき。
生態系及び生物相	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 ● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 ● 違法伐採の有無の確認 	<p>第2、6回 運用見直し時の提言</p> <p>【重要な自然生息地】【自然生息地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。 ● 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。 ● IUCNのレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area：KBA）」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。 <p>【著しい転換・著しい劣化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICAの解釈において考慮されるべきである。 ● 「著しい転換」について、世界銀行のOP 4.04 Annex Aにおいて、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICAのFAQにおいても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 ● 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。 <p>第6回 運用見直しWG 提言</p> <p>【「重要な自然生息地」における事業実施条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。 ● JICAの案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 ● 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類/IB 類（CR 及び EN）」に加えて、「絶滅危惧 II 類（VU）」及び「準絶滅危惧種（NT）」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。
非自発的住民移転	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	
先住民族	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族への影響の有無の確認 ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族計画の作成・公開状況確認 ● FPIC の実施状況確認 	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング計画の作成状況確認 ● 上記以外は 3.2 にて確認 	
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 ● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理 	
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。) 	
別紙 4 スクリーニング様式	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	
別紙 6 モニタリングを行う項目	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	
その他		